

山口県地域防災計画

新旧対照表

(原子力災害対策編)

山口県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p>第Ⅱ編 原子力災害事前対策 （略）</p> <p>第13章 災害対策資料の整備</p> <p>第1節 災害対策資料の整備</p> <p>第2項 放射能影響推定に関する資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 周辺地域の気象状況（過去10年間の風向、風速、大気安定度） 2 周辺地域の海象状況 3 平常時環境モニタリングデータの状況（過去10年間の統計値） 4 周辺地域の水源地、飲料水の状況 5 農林水産物の生産及び出荷状況 <p>（略）</p>	<p>第Ⅱ編 原子力災害事前対策 （略）</p> <p>第13章 災害対策資料の整備</p> <p>第1節 災害対策資料の整備</p> <p>第2項 放射性物質又は放射線の影響推定に関する資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 周辺地域の気象状況（過去10年間の風向、風速、大気安定度） 2 周辺地域の海象状況 3 平常時環境モニタリングデータの状況（過去10年間の統計値） 4 周辺地域の水源地、飲料水の状況 5 農林水産物の生産及び出荷状況 <p>（略）</p>	<p>記載の適正化 【原子力災害対策指針の記載に合わせる】</p>

山口県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

現 行				修 正 案				備 考	
第Ⅲ編 緊急事態応急対策 第1章 活動体制の確立 第1節 災害対策本部の設置等の基準 第3項 班の編成及び所掌事務				第Ⅲ編 緊急事態応急対策 第1章 活動体制の確立 第1節 災害対策本部の設置等の基準 第3項 班の編成及び所掌事務				記載の適正化	
部	班	担当課	部の所掌事務	部	班	担当課	部の所掌事務		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
農林水産 対策部	農林水産総務	農林水産政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事 2 農林水産業関係の被害状況（風評被害を含む。）の 取りまとめ及び応急復旧に関する事 3 農林水産業関係の除染措置の取りまとめに関する事 4 応急農林業対策の総括に関する事 5 <u>農林水産事務所及び農林事務所</u> との連絡、総合調整 に関する事 6 農林業関係団体等との連絡等に関する事	農林水産 対策部	農林水産総務	農林水産政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事 2 農林水産業関係の被害状況（風評被害を含む。）の 取りまとめ及び応急復旧に関する事 3 農林水産業関係の除染措置の取りまとめに関する事 4 応急農林業対策の総括に関する事 5 <u>農林水産事務所等</u> との連絡、総合調整に関する事 6 農林業関係団体等との連絡等に関する事		
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
畜 産	畜産振興課	22 <u>農林水産事務所(家畜保健衛生所)</u> 等との連絡等に関 すること 23 畜産物の出荷制限に関する事 24 家畜の管理（衛生を含む）、防疫及び飼料の確保に 関すること	畜 産	畜産振興課	22 <u>農林水産事務所等(家畜保健衛生所)</u> との連絡等に関 すること 23 畜産物の出荷制限に関する事 24 家畜の管理（衛生を含む）、防疫及び飼料の確保に 関すること				
林 務	森林企画課 森林整備課	25 <u>農林水産事務所</u> との連絡調整に関する事 26 森林の除染措置に関する事 27 応急仮設住宅用木材並びに一般住宅復旧に必要な木 材の確保に関する事 28 治山・林道施設等の被害状況の調査、応急復旧及び 二次災害の防止に関する事 29 貯木災害の対策に関する事	林 務	森林企画課 森林整備課	25 <u>農林水産事務所等</u> との連絡調整に関する事 26 森林の除染措置に関する事 27 応急仮設住宅用木材並びに一般住宅復旧に必要な木 材の確保に関する事 28 治山・林道施設等の被害状況の調査、応急復旧及び 二次災害の防止に関する事 29 貯木災害の対策に関する事				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)				(略)					

第7章 活動体制の確立

第3節 安定ヨウ素剤の予防服用

県は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、直ちに服用対象者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、市町に対して服用すべき時期及び服用の方法の指示を行うとともに、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

(新設)

第7章 活動体制の確立

第3節 安定ヨウ素剤の予防服用

県は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、原子力災害対策指針等を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、直ちに服用対象者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、市町に対して服用すべき時期及び服用の方法の指示を行うとともに、医師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

その際、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求めるなど状況に応じて適切な方法により配布及び服用を行うものとする。

なお、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）とする。

また、原則40歳未満の方を配布対象とするが、40歳以上であっても妊婦、授乳婦及び妊娠・出産を希望する女性は対象とする。

さらに、男女を問わず40歳以上であっても、希望者には配布するものとする。

記載の適正化
【原子力災害対策
指針等の改正】